

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小企業者の皆様へ

いちのせき事業復活支援給付金のお知らせ

一関市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の事業者を対象に、経営の回復を支援するため、事業全般に広く使える給付金を支給します。

対象者

1～3全てに該当する事業者

- 市内の中小企業者等※¹
 - 法人は、市内に事業所や店舗があること
 - 個人事業主は、①市内に住所がある、または②市内に事業所や店舗があること
- 令和3年10月31日以前に開業し、申請日時点で営業の実態があり、今後も事業を継続する事業者であること
- 令和3年11月から令和4年3月のいずれかひと月(対象月)の売上が、1年前(令和2年11月～令和3年3月)、2年前(令和元年11月～令和2年3月)、3年前(平成30年11月～平成31年3月)のいずれか同じ月(基準月)と比較して30%以上売上げが減少した事業者で国の事業復活支援金の給付規程を満たす事業者であること

※国の「事業復活支援金」の給付を受けた事業者は対象となります。※次の業種は対象外

【対象とならない事業者(業種等)】

- 農林漁業(個人事業主) ○運輸業(道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業) ○宿泊業
- 飲食店(持ち帰り・配達飲食サービス業含む) ○旅行業(旅行業者代理業含む)
- 理容・美容業(エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業含む)
- 運転代行業 ○映画館 ○療術業 ○公共法人 ○政治団体 ○宗教上の組織団体

※¹中小企業者等について…①中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。②特定非営利活動法人、農事組合法人、社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、組合(農業協同組合、生活協同組合、その他中小企業等協同組合法に基づく組合)で、中小企業基本法第2条第1項各号の要件を満たす者をいう。

申請書類

①いちのせき事業復活支援給付金交付申請書(オンライン申請の場合①の申請書の提出は不要です。申請ページで必要事項を入力することで申請書が提出されたことになります)

【添付書類】

★国の「事業復活支援金」の給付を受けた者

- 国の「事業復活支援金」の振込みのお知らせ(ハガキ)の写し
- 申請者名義の口座通帳(金融機関、支店、口座番号及び名義人のカナ表示の箇所)の写し
 ≪ハガキを紛失した場合≫ ※次の書類全て
 - 国の「事業復活支援金」のマイページ情報(登録情報、申請ステータス)の写し
 - 国の「事業復活支援金」が入金されたことが分かる口座通帳の写し※①通帳の口座名義人が記載されている表紙又は見開きページと②振込金額が分かるページの写し

★本給付金の交付要件に該当する者で国の「事業復活支援金」の給付を受けていない者

添付いただく書類が多いことから郵送での申請をお願いします(オンライン申請不可)

- 事業所(店舗)を有し、事業を営んでいることが確認できる書類
- 本人確認書類の写し※個人事業主のみ提出
- 売上の減少が確認できる書類※対象月の売上台帳と基準月の確定申告書類
- 申請者名義の口座通帳(金融機関、支店、口座番号及び名義人のカナ表示の箇所)の写し

「いちのせき事業者応援特別給付金」の対象者は申請することができません。

給付金額

法人 20 万円 個人事業主 10 万円（1 事業者 1 回限り）

申請期間

令和4年6月1日(水)から令和4年8月31日(水)

申請方法オンライン申請または郵送による申請

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、持参による申請はご遠慮ください。

①オンライン申請

- 以下のURLまたはQRコードから申請ページにアクセスして申請受付期間内に手続きしてください。
8月31日(水)23時59分(締切時刻)までとなります。締切時刻をすぎると受付できませんのでご注意ください。

- 添付書類は、電子ファイル(PDF、JPEG、JPG、PNG形式)に保存して、申請ページからアップロードしてください。

URL:<https://ttzk.graffer.jp/city-ichinoseki/smart-apply/apply-procedure-alias/r4-fukkatsu>

②郵送による申請

- 封筒の表面に「事業復活支援給付金申請書在中」と朱書きしてください。
- 申請書類一式を封筒に入れて、切手を貼って投函してください。郵送料は申請者の負担となります。

●申請書類提出先

【郵送先】 〒021-8501 一関市竹山町7-2 一関市役所内
新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）宛

●申請から給付金交付までの流れ



- 申請書類を受理した後、内容確認や審査をし、交付を決定した場合は交付決定通知書を送付するとともに、指定の口座に振込みます。
- 速やかな給付に努めてまいります。書類不備や確認に時間を要した場合は、振込みまでに時間をいただくこととなりますので、予めご了承ください。
- 記載内容等について確認し提出していただいた資料で交付の要件を確認できない場合は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 交付の要件に該当とならない場合も、その旨通知いたします。

●その他

- この給付金は、所得税法上「事業所得等」に該当し、事業収入のその他収入になります。所得税等は、必要経費や所得控除を差し引いた残額で計算されます。
- 申請に使用した書類や帳簿、通帳を7年間保存してください。

【お問合せ先】

一関市新型コロナウイルス感染症対策本部（経営支援班）
〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号
電話：(0191) 21-8730(ダイヤル)

「いちのせき事業者応援特別給付金」の対象者は申請することができません。